

知立市ホテル等建築指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ホテル等の用途に供する建築物の建築、大規模の修繕、若しくは大規模の模様替（以下「建築等」という。）、又はホテル等以外の建築物をホテル等の用途の建築物とすること（以下「用途変更」という。）によって、風致、美観又は住環境の維持に著しい支障を及ぼさないように、これを調整し、もって公共の福祉に適合させることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) ホテル等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業、又は同条第3項に規定する旅館営業をいう。
- (2) 建築 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第13号に規定する建築をいう。
- (3) 大規模の修繕 法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。
- (4) 大規模の模様替 法第2条第15号に規定する大規模の模様替をいう。
- (5) 建築主 法第2条第16号に規定する建築主をいう。
- (6) 駐車施設 自動車の駐車のために供するための建築物、又は区画をいう。

(届出)

第3条 市内において建築等をしようとする建築主、又は用途変更しようとする者は、当該建築物について、法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認申請書（当該建築物の建築について都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可を受ける場合にあっては、同法第30条第1項の申請書）を提出する日の3か月前までに次に定めるところにより、あらかじめその計画を市長に届け出なければならない。また、届出事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の規定に基づく届出は、ホテル等建築届（様式第1。以下「建築届」とい

う。)に次に掲げる図書(届出をした事項の変更に係る建築届にあつては、変更した事項に関する図書)を添えて提出しなければならない。

- (1) 届出に係る建築物の敷地の周囲300メートルの区域内における次条各号に規定する各施設等の現況図
- (2) 建築物(駐車施設がある場合には、これを含む。)の配置図、各階平面図、仕上表展開図並びに建築物の意匠及び色彩を明示した二面以上の立面図
- (3) 建築物に設置する広告物及び屋外照明設備の設置箇所、形状、寸法及び色彩を明示した図書
- (4) 建設予定地の町内会役員及び地域住民と建設計画について協議をした協議、説明会等の報告書(様式第2)
- (5) 排水(雑排水及び浄化槽の排水を含む。)を放流する場合は、利害関係者の承諾書
- (6) その他市長が必要と認め指示した図書
(指導又は勧告)

第4条 市長は、前条の規定による届出があつた場合において、当該建築物の敷地の位置が次の各号のいずれかに掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね300メートルの区域内に存し、かつ、当該建築物の形態、意匠又は構造が、その周辺の風致、美観又は住環境の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該届出者に対し、当該事態を回避するために必要な指導、又はその計画の取りやめ、変更等の勧告をすることができる。

- (1) 住宅密集地
- (2) 教育、文化及び体育施設
- (3) 公園及び福祉施設
- (4) 医療施設
- (5) 生徒、児童又は幼児が主に通学、通園に利用する道

2 市長は、前項の規定により勧告をしようとするときは、市議会の関係委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定による勧告をした場合において、建築主がその勧告に従わないときは、その旨を公表する。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 5 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

知立市ホテル等建築指導要綱に基づく指導、勧告基準

知立市ホテル等建築指導要綱第4条第1項の規定により、指導又は勧告をする場合の基準は、次のとおりとする。

1 形態、意匠

次に掲げるものとし、総合的にみて周辺の住環境と不調和であり、違和感を与えるものを対象とする。

- (1) 壁面又は開口部の形態が著しく装飾的なもの
- (2) 屋根をドーム、円錐等の形状としたもの
- (3) 屋根又は屋上より装飾のための突起物等を設けたもの
- (4) けばけばしい色彩を用いたもの
- (5) 看板、ネオン等の照明設備、工作物等が装飾的なもの
- (6) 門、塀等について(1)～(5)に類するもの

2 構造等

内部の仕上げ、構造が一般ホテル等と著しく異なる特殊な構造等と判断されるもの